

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2024年(令和6年)9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市民病院診療費等に関する条例(昭和46年藤沢市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、特別入院室その他を利用する場合は」を削る。

別表第1多焦点眼内レンズ支給選定療養費の項備考の欄中「多焦点眼内レンズの支給」を「「多焦点眼内レンズの支給」」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>長期収載品選定療養費(長期収載品の処方等又は調剤について患者から徴収する使用料をいう。)</p>	<p>当該長期収載品の先発医薬品の薬価から、当該長期収載品の最も高額な後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額</p>	<p>「長期収載品」とは、後発医薬品のある先発医薬品であって、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものをいう。 (1) 次のア又はイのいずれかに該当する医薬品であること。 ア 当該後発医薬品が初めて使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)に収載された日(以下「保険収載日」という。)の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したもの(バイオ医薬品を除く。)。ただし、後発医薬品への置換率(当該長期収載品に係る後発医薬品の数量を、当該長期収載品に係る後発医薬品の数量に当該長期収載品の数量を加えて得た数で除して得た数をいう。以下同じ。))が1パーセント未満の長期収載品を除く。 イ 保険収載日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過しな</p>
---	--	--

		<p>いものであって、置換率が50パーセントに達しているもの（バイオ医薬品を除く。）。</p> <p>(2) その薬価が、その後発医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を超えていること。</p> <p>「先発医薬品」とは、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する新医薬品等をいう。</p> <p>「後発医薬品」とは、同条に規定する後発医薬品をいう。</p>
--	--	---

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市民病院診療費等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の長期収載品の処方等又は調剤について適用し、同日前の長期収載品の処方等又は調剤については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部が改正され、後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤が選定療養とされることに伴い、選定療養費の額を新たに定める等の必要による。